

下川町自治基本条例(仮称) 素案解説書

平成18年5月



はじめに

地方分権の時代を迎え、「地域のことは地域で考え、実行し、その責任も負う」というように、これからは「自己決定・自己責任」による町政運営を行っていかねばなりません。

しかし、これには行政だけで物事を決めるということではなく、計画から実施、評価に至るまでの各段階において、「町政の主権者」である町民の皆様が参加する機会を設け、その意向を踏まえたうえで最終決定することにより、町政運営に対する信頼と理解が得られると考えられます。

自治基本条例は、自治の基本的なあり方、町政運営における町民の基本的な権利、町及び議会の組織・運営・活動等に関する基本的な事項、町民参加の仕組み、自治体の最高規範としての位置付け等を規定するもので、これからの町政運営の基本とすべきものです。

このことから町では、「自治基本条例(仮称)」を策定するため、職員によるプロジェクトを立ち上げたことをはじめとして、昨年6月に公募を含む10名の町民で構成する「自治基本条例策定検討町民会議」を設置し、それ以降、北海学園大学神原教授による講演会、全公区を対象にした意見交換会を開催するとともに、これまで20回にわたる町民会議の中で議論を積み重ねてきました。

さらに、議会に関する事項については、「下川町議会自主自立ふるさとづくり調査特別委員会」により議論、検討されており、その議論結果を踏まえた「下川町自治基本条例(仮称)」の素案ができあがりましたので、皆様にお配りするものです。

この条例は、町民のみなさんにとって大変重要なものであることから、町では自治基本条例の制度を先取りし、素案の段階で町民参加の機会を設け、意見交換会などで出された意見を参考にして、最終案としたいと考えております。

つきましては、別紙の日程で町民意見交換会の開催や、出前による意見交換会、書面による意見募集も行いますので、素案に対するご意見をお寄せいただくようお願いいたします。

下川町長 安 斎 保

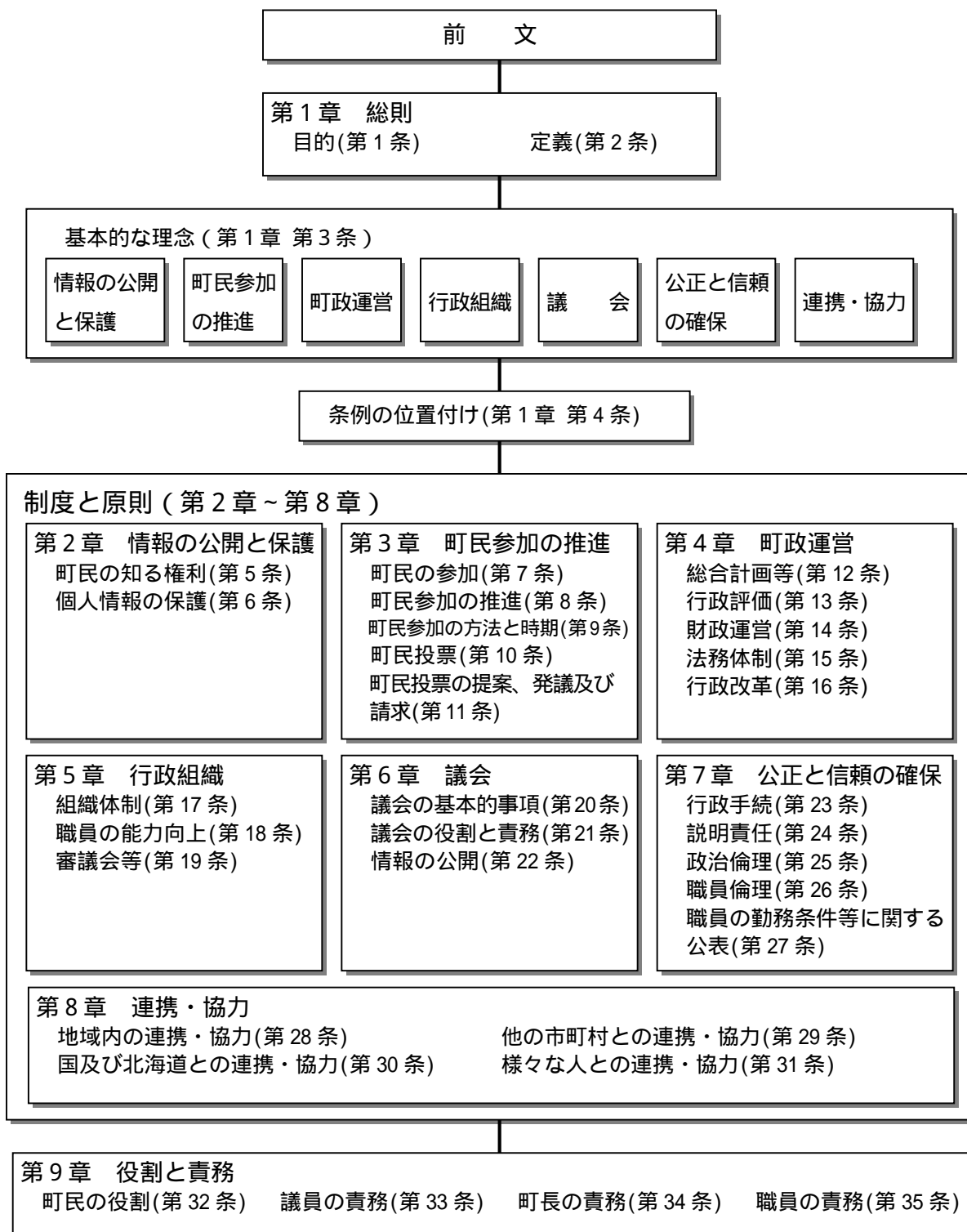
目 次

1	条例の骨子	1
2	条例の構造	2
3	条例素案全文	3
4	条例の解説	5
	前文	5
	第1章 総則（第1条～第4条）	6
	第2章 情報の公開と保護（第5条、第6条）	9
	第3章 町民参加の推進（第7条～第11条）	10
	第4章 町政運営（第12条～第16条）	14
	第5章 行政組織（第17条～第19条）	17
	第6章 議会（第20条～第22条）	19
	第7章 公正と信頼の確保（第23条～第27条）	21
	第8章 連携・協力（第28条～第31条）	23
	第9章 役割と責務（第32条～第35条）	24

1 条例の骨子

条 項	内 容
前文	条例制定の趣旨について、前文を設けて明らかにしています。
第1章 総則 (第1条～第4条)	条例制定の目的や基本理念と条例の位置付けを定めています。
第2章 情報の公開と保護 (第5条、第6条)	町が保有する情報を知る権利や積極的な情報公開、個人情報の保護について定めています。
第3章 町民参加の推進 (第7条～第11条)	町政の主権者である町民の町政運営への参加について定めています。
第4章 町政運営 (第12条～第16条)	町政運営の基本的な制度等について定めています。
第5章 行政組織 (第17条～第19条)	行政組織の体制について定めています。
第6章 議会 (第20条～第22条)	下川町の意思決定機関である議会が果たすべき事項や役割について定めています。
第7章 公正と信頼の確保 (第23条～第27条)	公正な町政運営を行い町民の信頼を確保するため、行政手続や町の説明責任などについて定めています。
第8章 連携・協力 (第28条～第31条)	より良い地域社会の形成や町政運営の課題を解決するため、多様な主体との連携・協力について定めています。
第9章 役割と責務 (第32条～第35条)	町政の主権者である町民の役割や議員、町長、町の職員の責務について定めています。

2 条例の構造



3 条例素案全文

前文

私たちのまち下川町は、豊か^{もり}な森林と大地、清らかな名寄川の流れ、澄みきった空気に恵まれ、明治34年(1901年)に開拓の跡があるから今日まで、先人の英知と情熱を礎に幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきました。

私たちは、先人が守り育てた歴史や文化、伝統を未来の子どもたちに引き継ぎ、町民憲章の理念を大切に、ともに学び、力を合わせ、支え合いながら、「自ら考え、決定し、行動する」新しい時代を築くとともに、持続可能な地域社会の実現を目指します。

この条例は、町政運営の基本的な理念及び制度運営の原則を明らかにするものであり、町民、議会及び町が互いに連携かつ協力しながら、役割と責任を果たし、町民主権による自治を確立するため、ここに下川町自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町政運営の基本理念及び基本的な原則を定めるとともに、町民の権利と役割並びに議会及び町の役割と責務を明確にし、町民主権の町政運営を推進することにより、下川町の自治の確立を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住む人、町内に事務所がある法人及び町内で活動する団体
- (2) 町 町長をはじめとするすべての執行機関
- (3) 町政 下川町における政治及び行政の総体

(基本理念)

第3条 町及び議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本理念に基づいて、町政運営の仕組みを整備します。

- (1) 町及び議会は、町民の知る権利及び個人情報の保護に関する権利を保障するとともに、積極的な情報公開を行うことにより、町民参加を推進するための条件を整えます。
 - (2) 町は、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会を保障と意見の反映を行います。
 - (3) 町は、町政運営の質的向上を図るため、基本的な制度の確立及び運用の原則を明らかにします。
 - (4) 町は、社会経済情勢の変化や町政運営の課題に対応するため、効率的で機動的な行政組織を編成するとともに、職員的能力向上に努めます。
 - (5) 議会は、町民の意思を反映するとともに、町政運営の監視、牽制機能を果たし、町民福祉の向上に努めます。
 - (6) 町は、町政に対する町民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な町政運営を行います。
 - (7) 町及び議会は、より良い地域社会の形成や町政運営における課題解決のため、多様な主体との連携かつ協力を進めます。
- 2 町は、この条例に基づき、町政運営の制度全般を相互に関係づけて活用し、相乗的な効果があがるよう努めます。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、町政運営における最高規範と位置付け、町は、この条例の趣旨を尊重し、他の条例等の制定、改正及び廃止を行います。

2 町は、法令や条例等の解釈及び運用を行う場合も、この条例に照らして判断します。

第2章 情報の公開と保護

(町民の知る権利)

第5条 町民は、町及び議会が保有する情報を知る権利があります。

- 2 町は、保有する情報が町民と共有する財産であることを認識し、積極的な公開に努めます。
- 3 町は、情報を正確で分かりやすく提供するとともに、町民が迅速で容易に得られるように多様な媒体の整備と活用を努めます。

4 町は、第1項に規定する権利を明らかにするため、情報公開に関する制度を別に定めます。

(個人情報の保護)

第6条 町民は、自らに関する個人情報について、開示、訂正及び利用停止を町及び議会に請求する権利があります。

- 2 町は、町民の基本的な人権を守るため、町が保有する個人情報を保護します。
- 3 町は、第1項に規定する権利を明らかにするため、個人情報の保護に関する制度を別に定めます。

第3章 町民参加の推進

(町民の参加)

第7条 町民は、町政の主権者として、町政運営に参加する権利があります。

(町民参加の推進)

第8条 町は、次の事項を実施しようとする場合は、緊急を要する場合を除き、町民の意向を反映するため、参加を推進します。

- (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
 - (2) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。
 - (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止するとき。
 - (4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定しようとするとき。
 - (5) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定を行うとき。
- 2 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、町政運営に反映するよう努めます。

(町民参加の方法と時期)

第9条 町は、次に掲げる方法を活用して、適切な時期に町民参加を進めます。

- (1) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので町が定めるもの)
 - (2) 意見交換会
 - (3) アンケート
 - (4) パブリックコメント手続(意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度)
 - (5) その他適当な方法
- 2 前項各号の手続きに関し必要な事項は、別に定めます。

(町民投票)

第10条 町長は、町政の特に重要な事項について、町民の意思を直接に確認する必要があると判断したときは、議会の議決を経て町民投票を実施することができます。

- 2 町民投票に関し必要な事項は、その事案ごとに別に条例で定めます。
- 3 町長及び議会は、町民投票の結果を尊重します。

(町民投票の提案、発議及び請求)

第11条 町長は、町民投票条例を議会に提案することができます。

- 2 議員は、法第112条の規定により、町民投票条例を発議することができます。
- 3 町民のうち、選挙権を有する者は、法第74条の規定により、町民投票条例の制定を町長に請求することができます。

第4章 町政運営

(総合計画等)

第12条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、目指すべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画で構成する総合計画を策定します。

- 2 町は、総合計画を町の最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

- 3 町は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、第1項に規定する具体化するための計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。
- 4 町は、特定分野別の基本的な計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図りながら進めます。

(行政評価)

第13条 町は、施策等の成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行います。

- 2 町は、行政評価の結果を分かりやすく公表します。

(財政運営)

第14条 町は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに、健全な財政運営を行います。

- 2 町は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。
- 3 町は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。
- 4 町は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

(法務体制)

第15条 町は、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈に努めます。

- 2 町は、自主的で質の高い町政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

(行政改革)

第16条 町は、効率的な町政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めます。

- 2 町は、行政改革大綱の策定及びその進捗状況を公表します。

第5章 行政組織

(組織体制)

第17条 町は、効率的で機動的な執行体制を整備するとともに、社会経済情勢の変化や町政の課題に対応できるよう常に見直しを行います。

- 2 町は、町政の戦略的な政策課題を調査、研究及び検討するため、必要に応じて庁内に横断的な検討組織を設置します。

(職員の能力向上)

第18条 町は、職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実します。

- 2 町は、職員の自主的な研修等に対し、必要な支援を行います。

(審議会等)

第19条 町は、町民、学識経験者等の意見を町政運営に反映するため、審議会等を設置することができます。

- 2 町は、前項の規定により審議会等を設置し、委員を選任するに当たっては、公募委員を加えるよう努めます。
- 3 審議会等の設置及び委員の公募の方法は別に定めます。
- 4 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開します。

第6章 議会

(議会の基本的事項)

第20条 議会は、町民の直接選挙により選ばれた議員によって構成する下川町意思決定機関です。

- 2 議会は、町の町政運営を監視し、牽制する機能を果たします。
- 3 議会は、法令の定めるところにより、条例の制定、改正、廃止及び予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有します。

(議会の役割と責務)

第21条 議会は、常に町民の意思が町政運営に反映されることを念頭において活動します。

- 2 議会は、その権限を行使することにより、下川町の発展及び町民の福祉の向上に努めます。
- 3 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、積極的に活動します。
- 4 議会は、町民の意思反映を図るため、下川町の施策の検討や調査等の活動として、町民との対話の機会を設けます。
- 5 議会は、町民からの請願や陳情等に対し、必要に応じて提出者と意見を交換する機会を設けます。

(情報の公開)

第22条 議会は、議会が保有する情報を公開するとともに、町民との情報の共有を図り、開かれた議会運営と町民への説明責任を果たすように努めます。

- 2 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めます。

第7章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第23条 町は、町民の権利利益の保護を図るため、公正な行政手続を行います。

- 2 行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(説明責任)

第24条 町は、公正で開かれた町政運営を推進するため、町民に積極的に説明する責任を果たします。

- 2 町は、町政運営に関する意思決定の過程を明らかにし、施策及び事務執行の内容を町民に理解されるよう努めます。
- 3 町は、町民からの苦情等があったときは、迅速で誠実に対応します。

(政治倫理)

第25条 町は、町政の代表者である町長に対する町民の信頼を確保するため、別に町長の政治倫理に関する条例を制定して、資産の公開等に必要な事項を定めます。

(職員倫理)

第26条 町は、職員の公務員としての自覚を促し、公務に対する町民の信頼を確保するため、別に職員倫理に関する事項を定めます。

(職員の勤務条件等に関する公表)

第27条 町は、公正と信頼の確保のため、人事行政の運営等に関して、職員の勤務条件等の状況を分かりやすく公表します。

第8章 連携・協力

(地域内の連携・協力)

第28条 町民、議会及び町は、それぞれの活動において連携かつ協力し、より良い地域社会を形成します。

(他の市町村との連携・協力)

第29条 町は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村との連携かつ協力を進めます。

(国及び北海道との連携・協力)

第30条 町は、国及び北海道と相互に連携かつ協力し、町政運営の課題を解決するよう努めます。

(様々な人々との連携・協力)

第31条 町民、議会及び町は、様々な活動や交流を通じて、町外の人の知恵や意見を町政運営に活かすよう努めます。

第9章 役割と責務

(町民の役割)

第32条 町民は、町政の主権者として、より良い地域社会の実現に向け、自分のできる範囲で自ら行動するよう努めます。

(議員の責務)

第33条 議員は、町民の信託に応え、公正で誠実に職務を遂行します。

- 2 議員は、町民の多様な意向を把握し、議会活動や意思決定に反映するように努めます。

(町長の責務)

第34条 町長は、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を守り、町民の信託に対する責任を誠実に果たします。

(職員の責務)

第35条 職員は、常に町民が町政の主権者であることを認識し、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を守り、公正で誠実に職務を遂行します。

- 2 職員は、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めます。

4 条例の解説

前文

私たちのまち下川町は、豊かな森林と大地、清らかな名寄川の流れ、澄みきった空気に恵まれ、明治34年（1901年）に開拓の鍬がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱を礎に幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきました。

私たちは、先人が守り育てた歴史や文化、伝統を未来の子どもたちに引き継ぎ、町民憲章の理念を大切にし、ともに学び、力を合わせ、支え合いながら、「自ら考え、決定し、行動する」新しい時代を築くとともに、持続可能な地域社会の実現を目指します。

この条例は、町政運営の基本的な理念及び制度運営の原則を明らかにするものであり、町民、議会及び町が互いに連携かつ協力しながら、役割と責任を果たし、町民主権による自治を確立するため、ここに下川町自治基本条例を制定します。

【解説】

法令の「前文」とは、法令の趣旨、目的又は基本的立場を明らかにするために、その法令の題名の次に置かれる文章のことをいいます。

通常、一般の法令には前文を置きませんが、ある分野の基本的な事項を定めた法律などでは、その法律の制定の由来や基本原則を特に強調する必要がある場合に置かれることがあります。

この条例は、第4条で「町政運営の最高規範」と位置付けていることから、前文を置く必要があると考えます。

前文では、これまでの下川町の発展に尽力された先人たちに感謝するとともに、歴史、文化、伝統の継承と、町民憲章の理念を大切にし、みんなで協力しながらこれからの時代を築き、持続可能な地域社会の実現を目指すことを述べています。

また、後段では、町民主権の自治を確立するため、町政運営の基本的な原則などを明らかにし、それぞれの役割と責任を果たすことが必要であることを述べています。

「持続可能な地域社会の実現」のためには、自然環境と社会環境と経済環境の3つの調和を保つことが地域にとって重要なことです。

『町民主権』とは？

町政の運営は町民の意思に基づくという考え方であり、子どもからお年寄りまですべての町民を主権者としています。

【参 考】

『下川町民憲章（昭和41年10月制定）』

わたくしたちは、さく北の雄大な自然の中に生きる下川町民です。

未来に希望を持ち、農・林・鉱の資源を活用して、よりよい下川をつくることに努めましょう。

- 1．心も、からだもすこやかに、あたたかい家庭をつくりましょう。
- 1．よい環境をつくり、青少年のつよく正しく育つまちにしましょう。
- 1．自然を愛し、美しいまちづくりに努力しましょう。
- 1．きまりを守り、みんな仲よく助け合い、明るいまちをつくりましょう。
- 1．町の歴史を大切にし、文化の高い郷土をきずきましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町政運営の基本理念及び基本的な原則を定めるとともに、町民の権利と役割並びに議会及び町の役割と責務を明確にし、町民主権の町政運営を推進することにより、下川町の自治の確立を図ることを目的とします。

【解 説】

前文の趣旨を踏まえ、この条例を制定する目的を定めています。

町政運営は国の法令や町の条例に基づいて行われています。しかし、町政運営に関する町民の参加や情報の公開など、地方分権時代に必要といわれる制度や仕組みについて、規定がなかったため、その時々で情報提供や町民参加の方法などが統一されていませんでした。

そこで、これからの町政運営を行うに当たっては、基本的なルールや仕組みをきちんと定めるとともに、町民の権利と役割、議会と町の役割と責務を明確にする必要があります。

これまでの行政主導から、この条例で定める制度や仕組みを活用し、主権者である町民のみなさんの意思に基づいて町政運営を行っていくことが、「下川町の自治の確立」につながっていくということを述べています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住む人、町内に事務所がある法人及び町内で活動する団体
- (2) 町 町長をはじめとするすべての執行機関
- (3) 町政 下川町における政治及び行政の総体

【解説】

ここでは、自治基本条例の中で、「この言葉はこのような意味で使います。」ということ
を明らかにしています。

『町民』とは？

住民基本台帳の登録の有無に関わらず、下川町内に居住しているすべての人や下川町内
に事務所を設置している法人、町内で活動する団体のことをいいます。

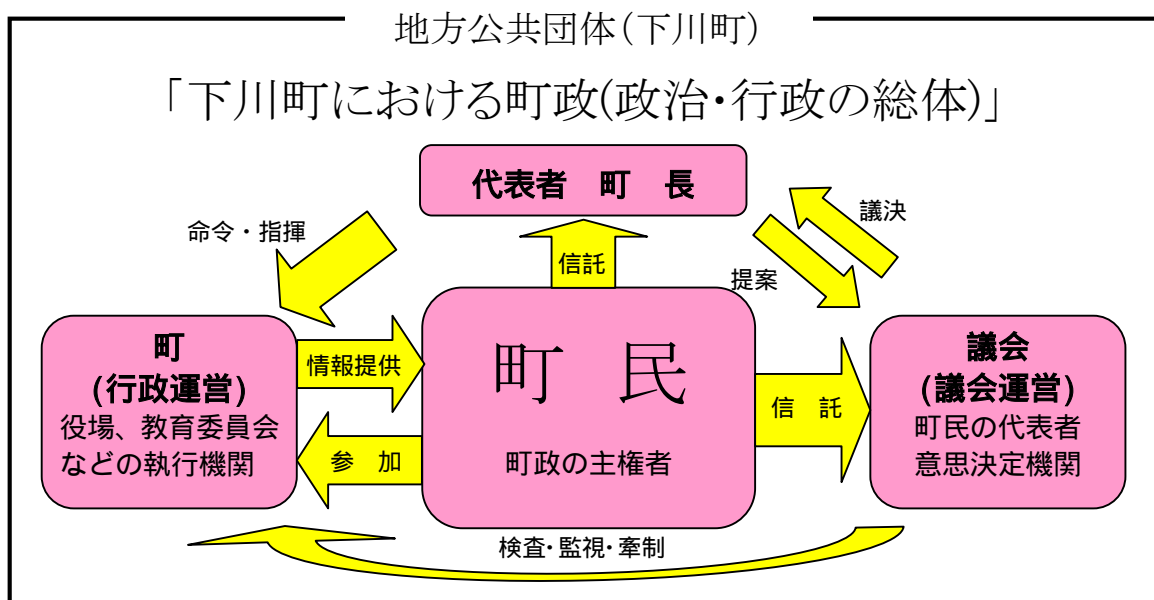
『町(まち)』とは？

この条例における「町」とは、町政の執行機関を指します。執行機関には、町長、教育
委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

なお、ここでいう「町長」とは、町長個人のことではなく、町長が代表の組織のことを
いいます。

『町政』とは？

この条例における「町政」とは、地方公共団体としての下川町における政治及び行政の
すべてのことをいいます。



(基本理念)

第3条 町及び議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本理念に基づいて、町政運営の仕組みを整備します。

- (1) 町及び議会は、町民の知る権利及び個人情報の保護に関する権利を保障するとともに、積極的な情報公開を行うことにより、町民参加を推進するための条件を整えます。
 - (2) 町は、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会の保障と意見の反映を行います。
 - (3) 町は、町政運営の質的向上を図るため、基本的な制度の確立及び運用の原則を明らかにします。
 - (4) 町は、社会経済情勢の変化や町政運営の課題に対応するため、効率的で機動的な行政組織を編成するとともに、職員の能力向上に努めます。
 - (5) 議会は、町民の意思を反映するとともに、町政運営の監視、牽制機能を果たし、町民福祉の向上に努めます。
 - (6) 町は、町政に対する町民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な町政運営を行います。
 - (7) 町及び議会は、より良い地域社会の形成や町政運営における課題解決のため、多様な主体との連携かつ協力を進めます。
- 2 町は、この条例に基づき、町政運営の制度全般を相互に関係づけて活用し、相乗的な効果が上がるよう努めます。

【解説】

『第1項』

前文や第1条に規定する目的を踏まえ、町政運営に必要な基本的な考え方として7つの基本理念を定めています。

この基本理念を具体化するために、第2章から第8章の7つの章で、制度・原則について規定しています。

第1号は、「情報の公開と保護」(第2章)、第2号は、「町民参加の推進」(第3章)、第3号は、「町政運営」(第4章)、第4号は、「行政組織」(第5章)、第5号は、「議会」(第6章)、第6号は、「公正と信頼の確保」(第7章)、第7号は、「連携・協力」(第8章)について述べています。

「多様な主体」とは？

国や北海道、他の市町村、町外の人々のことをいいます。

『第2項』

この条例に基づいて、関連する複数の制度を組み合わせることで実施することによって、より効果を上げるために努力しなければならないことを定めています。

(条例の位置付け)

第 4 条 この条例は、町政運営における最高規範と位置付け、町は、この条例の趣旨を尊重し、他の条例等の制定、改正及び廃止を行います。

2 町は、法令や条例等の解釈及び運用を行う場合も、この条例に照らして判断します。

【解 説】

町にはたくさんの条例がありますが、条例には上下関係はなく、その効力は同等です。

しかし、自治基本条例には、町政運営の理念や原則に加え、町民の権利や役割、議会や町の責務など基本的な事項を定めているため、憲法と法律の関係を準用し、最高規範性を持つ「まちの憲法」として位置付けます。

「下川町の自治の確立」を図るため、他の条例や規則などの制定、改正や法令等の解釈、運用する場合もこの条例の趣旨を尊重して行わなければなりません。

第2章 情報の公開と保護

(町民の知る権利)

第 5 条 町民は、町及び議会が保有する情報を知る権利があります。

2 町は、保有する情報が町民と共有する財産であることを認識し、積極的な公開に努めます。

3 町は、情報を正確で分かりやすく提供するとともに、町民が迅速で容易に得られるように多様な媒体の整備と活用に努めます。

4 町は、第 1 項に規定する権利を明らかにするため、情報公開に関する制度を別に定めます。

【解 説】

『第 1 項』『第 2 項』

町民の権利として、情報を受けるだけでなく、必要な情報を自ら求め、取得できることを定めています。

町民のみなさんが町政運営に参加するためには、情報の共有が不可欠です。このため、情報は町民のみなさんと共有する財産であることをあらためて認識し、積極的に情報を公開することを定めています。

『第 3 項』

町が情報を提供する場合は、正確な情報でなければいけないのは当然ですが、単に提供するだけでなく、理解されるためには分かりやすくなければいけません。

また、現在情報提供の方法として、広報、お知らせなどがありますが、既存のもの以外にも早く簡単に提供できる方法なども検討していくことを定めています。

「多様な媒体」とは？

広報、お知らせ、ホームページなど情報を提供するあらゆる手段のことをいいます。

『第4項』

町では、平成12年に「下川町情報公開条例」を施行しています。この条例は、町の公文書の公開を請求する町民の権利を定めたものであり、第1項の「知る権利」を制度上保障するものとして位置付けしています。

なお、情報公開の取扱いについて不服があるときは、「下川町情報公開条例」に基づいて、異議申し立てをすることができます。

(個人情報の保護)

第6条 町民は、自らに関する個人情報について、開示、訂正及び利用停止を町及び議会に請求する権利があります。

2 町は、町民の基本的な人権を守るため、町が保有する個人情報を保護します。

3 町は、第1項に規定する権利を明らかにするため、個人情報の保護に関する制度を別に定めます。

【解説】

『第1項』『第2項』

積極的な情報の公開を行う一方で、町民の基本的な人権を守り、町政運営に対する信頼を得るため、個人情報を保護することを定めています。

また、町民のみなさんが自らに関する個人情報について、開示等の請求をすることができる権利を定めています。

町では、平成15年に「下川町個人情報保護条例」を施行しています。この条例は町民の個人情報を保護することを目的に定めたものであり、第1項の「請求する権利」を制度上保障するものとして位置付けしています。

なお、個人情報の開示請求の決定に不服があるときは、「下川町個人情報保護条例」に基づいて、異議申し立てをすることができます。

第3章 町民参加の推進

(町民の参加)

第7条 町民は、町政の主権者として、町政運営に参加する権利があります。

【解 説】

町民は町政の主権者であり、町政運営に参加する権利があることを明確にしています。

多くの人々の積極的な参加は大変望ましいことですが、それぞれの事情により参加したくてもできない状況なども考えられます。参加とは第三者から強制されるものではなく、自らの意思により行われるものです。

(町民参加の推進)

第8条 町は、次の事項を実施しようとする場合は、緊急を要する場合を除き、町民の意向を反映するため、参加を推進します。

- (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
 - (2) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。
 - (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止するとき。
 - (4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定しようとするとき。
 - (5) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定を行うとき。
- 2 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、町政運営に反映するよう努めます。

【解 説】

『第1項』

町政運営において特に重要な事項については、町民の意向を反映するため、参加を推進していくことを定めています。ただし、緊急を要し、町民参加を求めることができない場合はこの限りではありません。

「分野別の基本的な計画」とは？

教育、福祉、産業など特定の分野に係る個別の中長期的な計画で、「社会教育中期振興計画」「次世代育成支援行動計画」などのことをいいます。

「町民に義務を課し、又は町民の権利を制限すること」とは？

各種使用料の設定や各種補助金の交付に関することなどをいいます。

『第2項』

第1項各号で定める重要な事項以外にも、町民のみなさんが参加できる機会を設け、意向を町政運営に反映できるよう努力することを定めています。

(町民参加の方法と時期)

第9条 町は、次に掲げる方法を活用して、適切な時期に町民参加を進めます。

- (1) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので町が定めるもの)
- (2) 意見交換会
- (3) アンケート
- (4) パブリックコメント手続(意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度)
- (5) その他適当な方法

2 前項各号の手続きに関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

『第1項』

第8条で規定した参加のための方法を定めています。また、参加の方法により、実施する時期も異なることから、適切な時期に行うこととしています。

また、より効果的に町民参加が推進されるよう複数の手法を用いることも考えられます。

- (1)「審議会」とは、地方自治法の規定に基づいて、条例の定めるところにより設置する執行機関の附属機関のことをいいます。通常、特定の事項に関して学識経験者などの意見を反映するために設置され、町長の諮問に対して調査、審査等を行い答申します。

また、「これに類するもの」とは、上記以外に町民の意見を求めることが必要な場合に設置する検討委員会、町民会議などのことをいいます。

- (2)「意見交換会」とは、特定の事項において、町民と町及び町民同士が自由に意見交換を行うことをいいます。

- (3)「アンケート」とは、特定の事項について、町民の意向を把握する場合に行うものです。

- (4)「パブリックコメント手続(意見提出手続)」とは、広く町民の生活に関わる重要な事項を定める計画及び条例の立案などに当たって、素案の段階で内容を公表し、これらについて町民から提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きのことをいいます。

この手続きは、町民参加の推進や政策形成における公正性と透明性の向上につながるといわれています。

- (5)「その他適当な方法」とは、(1)から(4)以外で、より効果的と認められる方法がある場合は、それを用いることを述べています。

『第2項』

第1項で規定する参加に関して、実施の方法など細かな手続きは、別に定めます。

(町民投票)

第10条 町長は、町政の特に重要な事項について、町民の意思を直接に確認する必要があると判断したときは、議会の議決を経て町民投票を実施することができます。

- 2 町民投票に関し必要な事項は、その事案ごとに別に条例で定めます。
- 3 町長及び議会は、町民投票の結果を尊重します。

【解説】

『第1項』

市町村合併問題のように町の将来を左右するような特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要があると町長が判断した時には、町民投票に関する条例を議会に提案し、議会が議決した場合は、町民投票を実施できることを定めています。

『第2項』

町民投票制度には、「常設型」と「非常設型」があります。

「常設型」とは、あらかじめ町民投票に関する条例を制定し、その手続きや投票資格者、投票方法などを規定することから、事案ごとに議決を要せず町民投票を実施できる制度をいいます。

これに対して「非常設型」とは、事案ごとにその都度議会の議決を経て条例を制定し、町民投票を実施する制度をいいます。

町民投票は、町民の意思を直接町政に反映できる制度ですが、実施に当たっては、間接民主制を補完する方法として、町の将来を左右するような特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要がある場合に限り実施するなど、慎重な取扱いが必要です。

このことから、本町では、「非常設型」を選択することとし、そのため第2項で「事案ごとに別に条例で定める」としています。

『第3項』

町長及び議会は、町民投票の結果を町民の意思として真摯に受け止め、尊重することを述べています。

(町民投票の提案、発議及び請求)

第11条 町長は、町民投票条例を議会に提案することができます。

- 2 議員は、法第112条の規定により、町民投票条例を発議することができます。
- 3 町民のうち、選挙権を有する者は、法第74条の規定により、町民投票条例の制定を町長に請求することができます。

【解説】

町民投票を行うためには、町民投票に関する条例案が議会で議決されなければなりません。ここでは、町長、議員、町民の手続きについて定めています。

【参 考】

地方自治法第 112 条第 1 項（議員の議案提出権）

「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。」

同法第 74 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求権）

「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。」

第4章 町政運営

（総合計画等）

第 12 条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、目指すべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画で構成する総合計画を策定します。

2 町は、総合計画を町の最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 町は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、第 1 項に規定する具体化するための計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。

4 町は、特定分野別の基本的な計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図りながら進めます。

【解 説】

『第 1 項』

町は、長期的な視点に立ち、総合的で計画的な町政運営を行うため、「総合計画」を策定することを定めています。

「総合計画」は、地方自治法の規定に基づき、町議会の議決を経て「基本構想」を定め、その「基本構想」を具体化する「基本計画」と「実施計画」で構成されています。

『第 2 項』

「総合計画」は、町政運営を進めるための最上位計画と位置付けして、町の政策は特別の場合を除き、総合計画に基づいて行うことを定めています。

『第 3 項』

現在の「総合計画」は、「基本構想」を 10 か年とし、「基本計画」は前後期 5 か年ずつ定めています。「実施計画」は計画期間を 3 か年とし、予算と直結していることから、社会経済情勢にも対応できるよう毎年見直しすることを定め、見直しの状況や事業の進行管理を公表します。

『第4項』

「総合計画」は、町の最上位の計画であることから、政策ごとに作られる計画の内容は、「総合計画」と整合性のある内容にすることを定めています。

(行政評価)

第13条 町は、施策等の成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行います。

2 町は、行政評価の結果を分かりやすく公表します。

【解説】

『第1項』

「行政評価」とは、限られた財源の有効活用と成果を重視した行政運営を行うため、事務事業及び施策を検証する制度です。

町では、平成17年度に「行政評価システム」を導入し、町民評価委員会を設置し、町民の意見を施策に反映しています。

『第2項』

町民への説明責任を果たし、情報の共有、行政への関心を高めるため、評価結果を分かりやすく公表することを定めています。

(財政運営)

第14条 町は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに、健全な財政運営を行います。

2 町は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。

3 町は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

4 町は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

【解説】

『第1項』

人口減少や景気の低迷による税収の落ち込みや国の三位一体改革による地方交付税の削減などにより、町の財政は厳しい状況に置かれています。このような状況下では、町は財政の状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに最少の経費で最大限の効果をあげる健全な財政運営を行わなければならないことを定めています。

『第2項』

第12条で規定する総合計画や第13条で規定する行政評価と予算を連携し、より効果的な予算編成を行うことを定めています。

『第3項』

町の予算は単年度で編成されていますが、第13条で規定する総合計画は中長期の計画

であり、将来にわたり健全な財政運営を行うため、中長期的な視点に立った財政計画を作成することを定めています。

『第4項』

町民への説明責任を果たし、情報の共有、行政への関心を高めるため、財政状況を分かりやすく公表することを定めています。

(法務体制)

第15条 町は、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈に努めます。

2 町は、自主的で質の高い町政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

【解説】

『第1項』

「地方分権一括法」が施行されたことに伴い、機関委任事務制度は廃止され、また、それまでは、国からの通達などにより法令等の解釈が細かく示されており、全国画一的な解釈が行われていましたが、これも廃止となりました。

分権時代においては、地域の実情にあった政策を実現したり、行政課題を解決するために、法令を自主的に解釈することがこれまで以上に重要となってきました。このため、法令の解釈を自治体の責任により独自に、そして適正に判断しなければならないことを定めています。

『第2項』

町は、質の高い町政運営を行うため、法務に精通する職員の育成や内部審査機関の充実など、体制を整備する必要があります。

地方自治体は、法律の範囲内で独自の条例を制定すること認められており、地域の特色に合った個性ある政策を行うことができます。

そのために条例制定権を積極的に活用することを定めています。

【参考】

「地方分権一括法」とは？

正式には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもので、平成12年4月に施行されています。

これにより、「機関委任事務(地方自治体の長を国の地方出先機関とみなして事務を行わせるもの)」の廃止などにより、法律上は国と地方は対等・協力の関係となり、自治体の自己決定権が拡大されました。

(行政改革)

第16条 町は、効率的な町政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めます。

2 町は、行政改革大綱の策定及びその進捗状況を公表します。

【解説】

『第1項』

地方自治体を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、時代の変化に対応した町政運営を行わなければなりません。そのため、無駄を省き、最少の経費で最大の効果をあげ、効率的な町政運営を行うために「行政改革大綱」を定め、行政改革を積極的に進めることを定めています。

『第2項』

町民への説明責任を果たし、情報の共有、行政への関心を高めるため、行政改革について分かりやすく公表することを定めています。

第5章 行政組織

(組織体制)

第17条 町は、効率的で機動的な執行体制を整備するとともに、社会経済情勢の変化や町政の課題に対応できるよう常に見直しを行います。

2 町は、町政の戦略的な政策課題を調査、研究及び検討するため、必要に応じて庁内に横断的な検討組織を設置します。

【解説】

『第1項』

地方分権、少子高齢社会の到来など急速な社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様ななどに柔軟に対応し、適切にサービスを提供できるよう、効率的で機動的な内部組織(各課・グループなど)の体制を整備することを定めています。

『第2項』

町の大きな政策課題に対応するためには、様々な視点や考え方が必要です。このような場合には、課単位の縦割りではなく、様々な職員で構成する横断的な検討組織(プロジェクトチームなど)の設置が必要です。

(職員の能力向上)

第18条 町は、職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実します。

2 町は、職員の自主的な研修等に対し、必要な支援を行います。

【解説】

『第1項』

質の高い町政運営を行うためには、職員の能力向上が不可欠です。このため、政策能力や管理能力などの向上のため、研修体制を充実することを定めています。

職員の自主的な研修に対し、できる範囲での支援を行うことを定めています。

(審議会等)

第19条 町は、町民、学識経験者等の意見を町政運営に反映するため、審議会等を設置することができます。

2 町は、前項の規定により審議会等を設置し、委員を選任するに当たっては、公募委員を加えるよう努めます。

3 審議会等の設置及び委員の公募の方法は別に定めます。

4 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開します。

【解説】

『第1項』

第9条第1項第1号で規定した「審議会等」の設置について定めています。

『第2項』『第3項』

委員の選任に当たっては、町政への参加機会の保障と多種多様な意見を反映するため、法令により委員の構成が定められている場合を除き、公募による委員を加えることを定めています。なお、公募の具体的な方法については、別に定めます。

『第4項』

透明性のある町政運営を行うため、審議経過を公開することを定めています。ただし、審議内容が個人情報に関わるような場合は、非公開とします。

第6章 議会

(議会の基本的事項)

第20条 議会は、町民の直接選挙により選ばれた議員によって構成する下川町の意思決定機関です。

2 議会は、町の町政運営を監視し、牽制する機能を果たします。

3 議会は、法令の定めるところにより、条例の制定、改正、廃止及び予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有します。

【解説】

議会については、憲法や地方自治法により規定されていますが、ここでは、町民の代表者から構成される議事機関としての議会の性格を明確にするため、あえて議会の基本的事項として列記しています。

『第1項』

議会は、町民の直接選挙によって選ばれた議員により構成され、下川町の重要な施策の意思決定を行う機関であることを明記しています。

『第2項』

町政運営が適正に行われるための監視・^{けんせい}牽制機能は、議会の中心的役割として重要であることから明記しています。

『第3項』

地方自治法に基づき、議会が様々な権限を有することを例示しています。

【参考】

議会の権限の主なものとして、

議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）

選挙権（同法第97条・第103条・第182条）

検閲・検査権及び監査請求権（同法第98条）

意見提出権（同法第99条）

調査権（同法第100条） などがあります。

(議会の役割と責務)

第 2 1 条 議会は、常に町民の意思が町政運営に反映されることを念頭において活動します。

2 議会は、その権限を行使することにより、下川町の発展及び町民の福祉の向上に努めます。

3 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、積極的に活動します。

4 議会は、町民の意思反映を図るため、下川町の施策の検討や調査等の活動として、町民との対話の機会を設けます。

5 議会は、町民からの請願や陳情等に対し、必要に応じて提出者と意見を交換する機会を設けます。

【解 説】

『第 1 項』

町民のみなさんの意思が町政運営に反映されるよう活動することが、議会の大切な役割であることを定めています。

『第 2 項』

議決権を中心に、与えられた多くの権限を適切に行使することにより、下川町の発展や町民の福祉の向上を図るといふ議会の根本的な役割を定めています。

『第 3 項』

下川町の実情に応じた施策を展開するため、議会活動に必要な調査や研究などを積極的に行うことにより、政策提言や政策立案の強化を図ることを定めています。

『第 4 項』

議会活動として、町民のみなさんとの対話の機会を設けることを定めています。

『第 5 項』

町民のみなさんからの請願や陳情等に対し、地方自治法に定められている公聴会制度・参考人制度の活用以外にも、必要に応じて提出者との意見交換の機会を設けることを定めています。

(情報の公開)

第 2 2 条 議会は、議会が保有する情報を公開するとともに、町民との情報の共有を図り、開かれた議会運営と町民への説明責任を果たすように努めます。

2 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めます。

【解 説】

情報公開及び個人情報保護については、「下川町情報公開条例」及び「下川町個人情報保護条例」で、議会もその実施機関として規定しています。

『第1項』

議会は、町民のみなさんの代表機関であることから、その運営は開かれたものでなくてはなりません。議会が保有する情報は、積極的に公開するとともに、議会の審議経過や結果などについて、町民のみなさんに説明責任を果たすように努力することを定めています。

『第2項』

議会は、その保有情報の公開と合わせて、個人の権利、利益が侵害されることのないように、個人情報保護することを定めています。

第7章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第23条 町は、町民の権利利益の保護を図るため、公正な行政手続を行います。

2 行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

【解 説】

『第1項』

町は、町政の執行に伴い、町民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、町民の権利利益を保護するため、町民からの申請などに対する手続きを公正に行うことを定めています。

『第2項』

町では、信頼され透明性の高い町政運営を推進するため、平成7年に「下川町行政手続規則」を施行しています。

(説明責任)

第24条 町は、公正で開かれた町政運営を推進するため、町民に積極的に説明する責任を果たします。

2 町は、町政運営に関する意思決定の過程を明らかにし、施策及び事務執行の内容を町民に理解されるよう努めます。

3 町は、町民からの苦情等があったときは、迅速で誠実に対応します。

【解 説】

『第1項』『第2項』

町は、町民から求められた情報を提供するだけでなく、様々な機会や手段を活用し、

町民に説明する責任があり、町政運営のあらゆる過程における基本的なものとして位置付けています。また、第2項でいう「意思決定の過程」とは、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程をいいます。

『第3項』

公正と信頼の確保のため、町民からの苦情等に対しては、迅速で親切、丁寧に対応することを定めています。

(政治倫理)

第25条 町は、町政の代表者である町長に対する町民の信頼を確保するため、別に町長の政治倫理に関する条例を制定して、資産の公開等に必要な事項を定めます。

【解説】

町長は、直接選挙によって選ばれることから、その資産等を公開することにより、職務執行に当たっての公正性と高潔性を明らかにするために、政治倫理に関する条例を定めます。

町では、平成7年に「政治倫理の確立のための下川町長の資産等の公開に関する条例」を施行しています。

(職員倫理)

第26条 町は、職員の公務員としての自覚を促し、公務に対する町民の信頼を確保するため、別に職員倫理に関する事項を定めます。

【解説】

職員は全体の奉仕者であり、町民のために職務を遂行しなければならず、公務に対しては、町民の信頼を得ることが重要です。

このため職員の倫理に関する事項を定めます。

町では、平成12年に「下川町職員倫理規程」を施行しています。

【参考】

職員の処分等に関する規定

- ・「下川町職員倫理規程」
- ・「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」
- ・「職員の懲戒処分並びに訓告及び厳重注意の措置に関する要綱」
- ・「下川町職員懲罰審査委員会要綱」

(職員の勤務条件等に関する公表)

第 27 条 町は、公正と信頼の確保のため、人事行政の運営等に関して、職員の勤務条件等の状況を分かりやすく公表します。

【解 説】

職員の給与や定員管理には町民の関心も高く、勤務条件等の状況を分かりやすく公表することを定めています。

【参 考】

公表する事項は次のとおりです。

職員の任免及び職員数に関する状況

職員の給与の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の分限及び懲戒処分の状況

職員のサービスの状況

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の福祉及び利益の保護の状況

その他町長が必要と認める事項

第8章 連携・協力

(地域内の連携・協力)

第 28 条 町民、議会及び町は、それぞれの活動において連携かつ協力し、より良い地域社会を形成します。

【解 説】

ここでは、町民、議会及び町の連携・協力の必要性について述べています。

町民が町政運営に参加することや自主的な自治活動に取り組むことは、下川町の地域力を高めるために必要不可欠です。そのような活動に、議会や町がそれぞれの役割と責任に基づいて、互いに連携・協力することにより、より良い地域社会を築こうとするものです。

(他の市町村との連携・協力)

第 29 条 町は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村との連携かつ協力を進めます。

【解 説】

複数の市町村で処理することにより、効率的に行うことができる業務があります。

今後においても更に、他の市町村との連携・協力を図りながら進めていくことを定めています。

【参 考】

他の市町村と広域で行っているもの。

- ・消防行政（一部事務組合を5市町村で構成）
- ・し尿処理、炭化ごみ処理（3市町）
- ・介護認定審査会（5市町村）

（国及び北海道との連携・協力）

第30条 町は、国及び北海道と相互に連携かつ協力し、町政運営の課題を解決するよう努めます。

【解 説】

町民の身近な行政である町が、自らの意思と責任により地域の諸課題の解決に取り組んでいくことが基本ですが、町単独で解決できないものもあることから、それぞれの役割を明確にし、国、北海道と連携、協力を行って、町政運営の課題解決に取り組んでいくことを定めています。

（様々な人との連携・協力）

第31条 町民、議会及び町は、様々な活動や交流を通じて、町外の人々の知恵や意見を町政運営に活かすよう努めます。

【解 説】

国内外を問わず、様々な人との交流などを通じて、下川町を応援してくれる方々の知恵や意見を、下川町の発展のために町政運営に活かしていくことを定めています。

第9章 役割と責務

（町民の役割）

第32条 町民は、町政の主権者として、より良い地域社会の実現に向け、自分のできる範囲で自ら行動するよう努めます。

【解 説】

町民の役割として、「より良い地域社会の実現に向けた行動」を述べています。

自らが住む下川町の発展のためには、町や他人にお任せではなく、町民のみなさん一人ひとりの町政への参加や行動が必要不可欠です。

しかし、自分のできる範囲は、一人ひとりの置かれている状況が違ふことから、強制されることなく、自らの意思をもって行動することを定めています。

(議員の責務)

第33条 議員は、町民の信託に応え、公正で誠実に職務を遂行します。

2 議員は、町民の多様な意向を把握し、議会活動や意思決定に反映するように努めます。

【解 説】

『第1項』

議員は、議会が町民のみなさんの信託を受けた議員によって構成されていることを深く認識し、日頃から研鑽を積むとともに、公正で誠実な議会活動を行う責任があることを定めています。

『第2項』

議員は、町民のみなさんの意向を町政に反映させる役割を担っていることから、日頃の活動を通じて、地域の課題や町民のみなさんの意向を把握し、自らの議会活動や意思決定に反映するよう努力しなければならないことを定めています。

(町長の責務)

第34条 町長は、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を守り、町民の信託に対する責任を誠実に果たします。

【解 説】

町長は、町民の直接選挙によって選ばれた下川町の代表者であり、大きな権限が与えられています。

地方分権時代の到来により、「自己責任・自己決定」による町政運営を進めるため、この条例に基づいて、町民の信託に対する責任を果たすことを定めています。

【参 考】

地方自治法第147条(長の統轄代表権)

「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」

(職員の責務)

第 3 5 条 職員は、常に町民が町政の主権者であることを認識し、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を守り、公正で誠実に職務を遂行します。

2 職員は、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めます。

【解 説】

『第 1 項』

町長の補助機関である職員は、町民が町政の主権者であることを常に認識し、この条例に基づいて、全体の奉仕者として公共の利益のために仕事を行うことを定めています。

『第 2 項』

職員は、町民の様々な意向や多くの政策課題に的確に対応するため、必要な知識や能力を自ら高める努力を行うことを定めています。

【参 考】

地方公務員法第 3 0 条 (服務の根本基準)

「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

地方公務員法第 3 5 条 (職務に専念する義務)

「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」